

第6回 必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム

(1) 日時

令和7年3月4日(火) 10:00-11:30

(2) 場所

ハイブリッド開催

石川県行政庁舎 11階 1105 会議室

(3) 出席者数

46名(事務局除く)

(4) 議事次第

(1) 全体説明

(2) 導入手順書

-導入手順書のご説明(項目構成、大項目ごとの概要)

-引き続き検討が必要な事項のご説明

-導入手順書大項目3のご説明(平時・発災～応急期・復旧～復興期)

(3) 標準手順書

-本会議のゴールと今までの取り組みのご説明

-反映が必要なご意見のご説明

-本事業では対応が難しいご意見のご説明

(4) 全体質疑・事務連絡

【概要】

(1) 全体説明

○事務局 上野

定刻となったので開会する。

○石川県デジタル推進監室 成瀬

はじめに、先月26日に発生した岩手県大船渡市の山林火災について、多くの方が避難生活を送っている。お見舞いを申し上げるとともに、1日でも早い鎮火を祈る。

本日は最後の検討検証チーム会議となる。標準仕様書と導入手順書、それぞれで残っている必要な事項について議論いただき、その結果を今月17日の第4回検討ワーキンググ

ループに諮る。また、被災者データベースのユースケースである避難所運營業務について、能登半島地震で石川県が設置した 1.5 次避難所のサンプリング分析結果も合わせてご報告する。引き続き委員の皆様の方をお借りし、導入手順書・標準仕様書をとりまとめた。

○事務局 上野

本会議の議事を説明する。導入手順書パートとして、導入手順書の説明、引き続き検討が必要な事項、導入手順書大項目 3 の説明の 3 つを説明する。標準仕様書については、成果物の内容の説明、反映が必要なご意見・本事業での対応が難しいご意見についての説明を行う。最後に、全体の質疑と事務連絡を行う。本日の資料は今朝お送りしたものであり、8 つ用意している。

導入手順書より説明する。

(2) 導入手順書

○事務局 高谷

導入手順書について、事務局の高谷、廣田から説明を行う。

本日は、これまでの検証会議や個別説明でいただいたご意見や議論を踏まえ、導入手順書の記載内容について決定する。1 点目は本会議のゴールについて、2 点目は導入手順書に関する説明について、3 点目は引き続き検討が必要な事項について、4 点目は導入手順書大項目 3. についての説明である。大項目 3. については、災害フェーズ別の手順から一部を取り上げた形で説明する。また 3.6. の実際の運用のフェーズに入る説明の前には、データを活用した支援としてサンプリング調査の結果について共有したうえ、宮川准教授よりご意見をいただく。

本会議のゴールとしては、これまで会議でいただいたご意見や議論を踏まえたうえで導入手順書の本紙の記載内容について共有のうえ、決定する。

導入手順書の本紙について、大項目 1. と 2. で本手順書及び本システム構築の背景を説明したうえで、大項目 3. では本システムの導入検討～停止までの具体的な手順を説明する構成とする。

大項目 1. では手順書の作成や経緯の目的を説明する。大項目 2. では本システム整備の目的、背景、活用方法を説明する。大きな狙いとして、都道府県導入主担当部署が本システム導入の必要性や有用性、導入～運用に必要なコストの全体像を掴むことができるような内容となっている。続いて大項目 3. では 4 つのユースケースを取り上げ、本システムの導入～停止までの具体的な手順をご説明する。手順では、誰がいつ何をするのかを明確にしたうえ、石川県の事例についても記載している。大項目 3. の狙いとしては、都道府県の導入主担当部署に関わらず、本システム導入～停止における各タスクを行う者が、本紙を参考に手順を実行いただける内容を想定している。

また、これまでの会議体の議論を踏まえたうえで、引き続き検討が必要な事項を共有す

る。1つ目は広域被災者データベース・システムの導入に関して、都道府県域を跨いだ災害への対応やシステムの全国展開について、2つ目はマイナンバーおよびマイナンバーカードのシステム運用上の活用について、3つ目は被災者支援業務システムやシステムで取り扱うデータ項目の共通化について、4つ目は個人情報の取り扱いに関する自治体職員の基礎知識の習得、災害時における個人情報の利活用に関する法務実務の習熟についてである。

ここからは大項目3.の具体的な説明を行う。別紙の資料の Word ファイルを投影しながら説明する。

個人情報の取り扱いについて、事務局の廣田より説明する。

○事務局 廣田

個人情報の取り扱いについて廣田から説明する。

導入手順書では、本システムで被災者の個人情報を連携するうえでの法的解釈について記載している。

令和7年に災害対策基本法等の改正が予定されており、2月14日に災害対策基本法等の一部を改正する法律案が閣議決定された。本導入手順書では、石川県が応急的に構築した被災者データベース・システムにおいて実際に被災者の個人情報を連携した際の法的解釈である、現行法についての記載を行う。今後、法律の改正が予定されている旨は導入手順書内に記載する予定である。改正後の法律に基づく解釈について、現在の導入手順書としては記載を行わないことを予めご認識いただきたい。

現在示しているスライドでは、参考資料として災害対策基本法等の改正に伴う個人情報の取り扱いに関する法的解釈の概要について掲載している。

では導入手順書の Word ファイルを投影し、皆様からご意見をいただきたい部分の説明を行う。44 ページをご覧ください。

今回ご意見いただきたい点は、平時に行う訓練における個人情報の取り扱いについてである。導入手順書の3.4.においては平時に実施する運用訓練の手順を定めている。これまでの会議のなかで、訓練において実際の個人情報を取り扱うことが出来るのではないかと、というご指摘をいただいていた。実際の個人情報の利用可否について、事務局内でも検討を進めているが、改めて皆様からご意見をいただきたい。なお、手順書の定める訓練を行うにあたっては、44 ページに記載のある6つのポイントを考慮する必要がある。特に「②市町村は、マスタデータ（基本情報）を都道府県に提供することができるか。」について、実データを取り扱う場合、災害対策基本法、あるいは個人情報保護法に基づく必要があるものと認識している。実データを取り扱う上で法的根拠が明確にあるのか、という点についてご意見いただきたい。また③～⑥について、関係者間での情報連携は住民の本人同意を要するものとなる。同意を取得するうえでは対応者の負荷が高いため、訓練用のシナリオやダミーデータでの対応が望ましいものであると我々は認識しているが、認識に齟齬がないか、ご意見を伺いたい。

○内閣府防災 松本様

個人情報について、実際の個人情報の取得を行うには負荷が大きくなるためダミーデータで行うのか、ダミーデータで行うと訓練として臨場感がわかないため同意を得ることとするのかは、価値観によって意見が異なるものである。②について、「市町村は、マスターデータ（基本情報）を都道府県に提供することができる」というのはどのような解釈のもと考えられた見解か。利用目的に合致するという理由で実データを取り扱うのか。

○事務局 廣田

事務局内では、平時におけるデータの取り扱いとなるため、災害対策基本法を根拠にすることは難しいという議論を進めている。実際の個人情報のデータを個人情報保護法に基づく取り扱いとする手法を内部でも検討しているが、現段階ではあくまでダミーデータを利用するように記載している。詳細を把握したうえで利用目的に合致するかどうかを検討する。

○内閣府防災 松本様

③～⑥と②が分かれば、②も含めて本人同意を要すると考えた。

○個人情報保護委員会事務局 小松様

個人情報保護法に基づく取扱いを検討するに当たっては、具体的な事例に基づいて検討を行う必要がある。自治体が訓練のために新たに個人情報を取得するというのであれば、その際にその利用目的を特定し、特定した利用目的の範囲内で利用・提供することになると考えられる。一方、自治体が既に保有しているデータを用いて訓練を行うのであれば、当初の利用目的の範囲内で利用・提供することができるのかを検討し、もしそうできないのであれば、個人情報保護法第六十九条第二項各号に基づいた利用目的以外の利用・提供を検討する必要がある。いずれにせよ、この議論のためには具体的にどのような訓練を想定されているのか等の前提が必要かと思う。

○事務局 廣田

続いて次のパートに移る。

○事務局 高谷

平時の取り組みについて、一部説明する。本紙の38ページをご確認いただきたい。

25ページ以降の「3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておく事項」のパートの中でも、アクセス権限・管理の考え方について整理し、掲載している。こちらでは、ユーザーごとのアクセス権の設定についての手順と石川県での取り組みを記載している。設定する対象は主に2つあり、ユーザーグループの設定、リソースグループの設定である。

ユーザーグループの設定としては、ユーザーの組織、所属担当、ユーザーが行う業務の3つについて整理している。リソースグループの設定としては、業務に必要なデータ形式

でリソースグループを作成する、またリソースグループに必要なデータ項目を追加するという手順を記載している。また、被災者データベースの見守り支援業務をメインに、石川県でどのような取り組みを行っているのかを図を作成して掲載している。

ユーザーグループの設定では、石川県というユーザー組織、被災者見守り相談支援業務、見守り支援の担当というユーザーグループを設定している。このようなユーザーグループの設定に対してマスターデータなどを直接参照する形ではなく、リソースグループを設定することで、それぞれの担当が必要なデータ項目を抽出することができる。このように、各自治体の状況を踏まえたうえで所属する組織や業務、担当を考慮したユーザーグループの設定や、誰がどの情報をどこまで参照し災害時利用できるようにするのかという点を平時より整理しておくことが重要であると考えている。

続いてマイナンバーについて共有する。導入手順書の40ページ以降にマイナンバーおよびマイナンバーカードの利活用について記載している。

台帳情報の利用について、首長部局内他部署の保有する被災者に関する情報を被災者台帳作成のために内部利用し、又は台帳情報を被災者援護実施のために首長部局内で内部利用する場合は、特定個人情報に係る条例において、当該庁内連携について条例化（庁内連携条例）し、目的内利用とする必要がある。

続いて台帳情報の提供について、被災者台帳に関する事務は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの」として、「被災者台帳の作成」のみに限られていることから、「台帳情報の提供」にマイナンバーを利用することはできない。そのため、災害対策基本法第九十条の四に基づいて、マイナンバーを含めずに台帳情報の提供を行うことが想定される。

また、マイナンバーの活用について、市町村がマイナンバーを避難所等で扱うことに懸念が生じる場合においては、被災者からは基本4情報を取得するまでにとどめ、当該情報を庁舎等へ持ち帰ったのちに、住民基本台帳又は住基ネットからマイナンバーを検索する方法が考える。基本4情報の取得については、被災者本人から聴取して職員が入力する方法のほか券面事項入力補助アプリや公的個人認証アプリから取得する方法がある。当時の石川県ではマイナンバーカードを活用し、災害時の行政手続きや被災者支援に対応した。具体的には「ぴったりサービス」を利用し、2次避難所での健康相談希望の受付を行った。マイナンバーカードを活用した被災者の避難状況の把握を検討したが、避難時に携帯できない場合や、カードリーダーの準備が間に合わなかったこともあり、交通系 IC「Suica/ICOCA」を活用した。

運用訓練は平時から実際にデータの受け渡しや災害を想定した取り組みを行うことが重要であるため、手順として記載している。

ここまで導入手順書における平時の取り組みをご説明した。先ほどご説明したマイナンバーや、その他アクセスコントロールの在り方などご意見いただきたい。

アクセスコントロールに関して、以前よりもわかりやすくなったと思う。ただ、関係者が知りたいポイントは、リソースグループが具体的に何のデータ項目を CRUD できるようにしたのか、具体的な設定である。そこにこそ、これまでの知見の蓄積と言えるので、提示されたユースケースに沿って明記していただきたい。

質問だが、ユーザーグループ2を見ると担当が「市町村見守り支援担当」と「見守り支援関係団体」の2つに分かれている。これらは、別の設定を行っているのか。

○事務局 高谷

見守り支援担当の方と関係団体の方で見ることができる範囲やリソースグループを調整している認識である。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上様

何のためのユーザーグループなのか、よくわからない点もあるが、いずれにしても、ユーザーグループについても、リソースグループと同様に、提示されているユースケースに沿って明記すると良いのではないか。

また、マイナンバーについて記載しているところがあるが、マイナンバーの利用とマイナンバーカードの利用はそれぞれ分けて考えなければならないが、マイナンバーカードの話を書いているのか、マイナンバーの話をしているのか、混在している箇所がある。

被災者データベースにおいてマイナンバーを利用するかしないかは重要な議論ではあるが、今回、石川県では実際には利用していない理解でよいのか。

○事務局 高谷

認識相違ない。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局 浦上様

マイナンバーを利用する場合は、個人情報保護の措置が変わってくる。今回の導入手順書では、マイナンバーを利用しなかった場合に必要な個人情報の取り扱いについて記載している、という整理にし、マイナンバーを利用する場合には別途個人情報保護措置が必要である、と記載した方がよい。時間が足りないので、マイナンバーを利用する場合の個人情報保護措置については、今後の検討課題としておけばよいのではないか。

○デジタル庁 根本様

マイナンバーに関する浦上参事官の発言に関連した意見である。

マイナンバーそのものの利用に関しては、番号法の規定が適用され、マイナンバーカードの券面情報に関しては、個人情報保護法の規定が適用される。法律面の位置づけについて、書き分けが必要であり、それぞれの関連法令に基づくことを記載した方がよいと考える。

○事務局 高谷

続いて、48 ページについて説明する。本システムの起動について説明がある。3.5.1.ではシステム機能の起動の判断に必要な情報の収集や起動の決定について記載している。起動の判断に必要な情報の収集については、都道府県導入主担当者が災害の発生または発生する恐れがある場合に、システム起動の基準に照らしたうえで起動の判断についての情報を収集する。実際のシステム起動について、システム起動の基準に該当すると判断した場合、システム起動の設定を行い、システム担当関係者にシステム起動の決定を通知する。続いて、システム起動確認としては、都道府県のシステム担当は、都道府県の導入主担当者から起動の決定の通知を受け次第、速やかに本システムが正常に起動することを確認する。

また 49 ページには、被災者のマスターデータ（基本情報）の登録という項目があり、災害の状況に応じたマスターデータ（基本情報）の範囲や基準日の決定、提供依頼、登録確認について記載を行っている。その後のシステム利用者登録や発災後の利用者向けのシステムの稼働確認、被災者への周知についても記載を行っている。

続いて、後段のシステム運営では具体的なユースケースを整理しているが、一旦広域避難にかかるよう要配慮者支援に必要な情報に関するサンプリング調査の報告の時間とする。

○石川県デジタル推進監室 谷場

谷場から説明を行う。県で開設した、広域避難所である 1.5 次避難所で作成された健康管理シート支援記録について、ファイルに記載の通り、広域避難にかかる要配慮者の支援の必要な情報に関する調査を行ったため、調査結果をご報告する。資料は 6 ページあり、1 ページ目は調査の概要、2、3 ページ目に 1.5 次避難所の概要、開設状況や利用した施設を記載している。4 ページ目は調査の流れ、最後 5、6 ページに調査結果を記載している。順番にご説明する。

まず 1 ページ目を説明する。今回の調査の背景として、能登半島地震の広域避難に伴い、広域避難者の居所の把握や、避難所間での情報連携に課題が生じた。石川県では広域避難を促すなか、避難所の方からホテルや旅館へ 2 次避難し、医療支援を実施した。その中で、石川県としては、2 次避難所に行くにあたり、1 次的な避難施設として石川総合スポーツセンターを活用し 1.5 次避難所を開設した。その他、県産業展示館二号館や小松市のご協力を得ながら小松市の総合体育館にも 1.5 次避難所を開設した。広域避難者の居所等の把握や情報管理に課題が生じた。被災者の方の情報がそれぞれ支援する被災市町や都道府県、避難先市町のなかで錯綜したほか、多くの支援者に支援を行っていただいたため、各支援者が個別に情報収集しなければならず、収集した情報の形式や項目が異なるなどの課題が生じた。避難者への健康管理に必要な情報の連携に課題が生じたということである。特にこれまでの会議体のなかでもコメントを頂戴したが、2 次避難先の市町の皆様から、被災市町や県を經由した情報連携が困難であったという声が多かった。

また、1.5 次避難所の滞在期間の長期化も課題となった。1.5 次避難所のあとに避難者を受け入れる施設やその職員の不足が原因である。

このような背景を受け、被災者データベースを要配慮者への支援に活用するというユースケースを導入手順書に入れる予定である。連携することが必要である情報の項目が何であるか、どのような支援者が関与されているかなど、実際に生じた事象を明らかにすることが本調査の目的である。具体的には、1.5 次避難所に入所した要配慮者に対する健康管理シートについて、また、被災地避難所から 1.5 次避難所に入所された際の情報連携のアセスメントの実施状況の 2 つを調査した。

調査の方法について説明する。石川県健康福祉部にて 1.5 次避難所で作成されていた健康管理シートの保管を行っている。一人一人に対して紙で作成された記録シートが残っている。分析を行うために、紙をスキャンすることで健康管理シートのデータ化を行い、応急的に構築した被災者データベースに保存をしている。調査自体は石川県のデジタル推進監室の事業の中で実施した。まだ一部が集計中であるため、件数等は増える可能性がある。また本日会場にお越しいただいた慶應義塾大学の宮川先生にご協力いただいた。調査期間は 1 月から 2 月末である。参考で、1.5 次避難所の概要について掲載している。避難所の開設状況は、左から右に被災地の避難所、1.5 次避難所、2 次避難所と福祉避難所を並べて記載している。今回は青枠の部分の分析を行っている。記載の各避難所について、設置された最大の箇所数と、各避難所にいらっしゃった避難者の数の最大数を記載している。こういった避難所の数で最大で記載の人数の避難者の対応が必要であるということであると認識している。矢印で 1.5 次避難所の概要を記載している。大きな役割としては、1.5 次避難所では 2 次避難でホテルや旅館に滞在することが可能であるのかを判断するための健康チェックを行うというものがあつた。メインアリーナとサブ・マルチパーパスという場所を利用し、メインアリーナについては 1.5 次避難所として要配慮者（高齢者、障害者、未就学児とその同伴者）を優先的に受け入れた。主に自立生活が可能の方はメインアリーナで避難いただいた。今回は赤枠のサブアリーナとマルチパーパスルームを利用し、一時待機ステーションという役割を設けた。具体的には、介助や見守りが必要な避難者の受け入れを行っていた。サブアリーナではメインアリーナでの避難生活を行う中で生活が困難になった方を受け入れていた。マルチパーパスルームでは、特に被災地の施設入所をされていた方を中心に受け入れを行った。DMAT に中心になっていただき、被災地の高齢者関係施設から要介護度の高い高齢者を受け入れていた。右側に今回の 1.5 次避難所の運営に携わっていただいた主な支援者の組織を記載している。実際に DMAT などの医療関係団体や、支援チームの皆様、各専門職の皆様、災害ボランティアなど多くの方々が 1.5 次避難所の運営に関わっていた。

参考に 1.5 次避難所の平面図も記載している。メインアリーナと緑と紫のサブアリーナとマルチパーパスルームを使って、1.5 次避難所と一時待機ステーションを設けた。避難者の最大募集人数も記載している。

今回の調査にあたっての作業の流れを記載している。こちらは1.5次避難所から2次避難所への情報連携にあたり応急的に構築した被災者データベースを使うということを検討した際のスキームとなっている。今回の調査にあたっては赤枠の部分である、1.5次避難所で作成された健康管理シートがすべて紙になっているため、スキャンを行い応急的に構築された被災者データベースの方に入れ直している。この中では、基本情報として災害対策基本法に基づき被災市町からご提供いただいた住民情報があるため、名寄せを行い、健康管理シートとの紐づけができる仕組みになっている。そのため、まずしっかり紙データを保管することが重要である。取り込んだPDFはビューワーで確認できるため、確認しながらスキャンを進めていく必要がある。

ここからは調査結果をご報告する。1つ目に、1.5次避難所に入所された要配慮者の方の健康管理シートの取り込みを行った。支援記録がどういったものであるか、ご報告する。

入所者の健康管理シートは全て合わせて401件あった。健康管理シートは様々な様式で作成されていた。調査では、作成された支援記録を診療録に該当しない健康情報と該当する健康情報に分類した。先ほど申しました通り、多数の支援団体に入っていたため、石川県が避難所業務のために作成した様式のほか、支援者の方が持っている様式もあった。診療録に該当しない健康情報のところに様々な様式を記載している。診療録に該当する情報について、右下の1月19日には石川県立中央病院が1.5次避難所に臨時の診療所を設置し、避難所の中での診療所や病院にて作成された診療録に該当する情報もあるということもご説明している。逆に診療録のない方に関しては401件の中の作成状況の一部を調べていたため、記載している。紙で様々な様式が作られているということを書きだし、どの情報を広域被災者データベースで使っていくのか検討できる材料になると考えている。

2つ目に、被災地の避難所からどういった情報連携があったのか、1.5次避難所入所時のアセスメント実施状況はどうなっていたのかを調査した。マルチパーパス入所者における健康管理シートの作成状況に関して、全入所者が165名いた。そのうち、81%となる135名の方に健康管理シートが作成されていた。作成されていない30名のうち、複数回入所が7名、サブアリーナで情報管理している方16名、原因不明だが作成されなかった方が7名である。また、そのうち入所時に自立生活が可能かどうかの健康チェックが行われていたかどうかもチェックを行ったところ、全体の11.8%はチェックを受けていることが明らかになった。評価としては、入所時にアセスメントが出来た割合は高いと考えられる。

被災地から一時待機ステーションへの情報連携の対応についても説明する。一時待機ステーションでは要配慮者がいらっしゃるため、どういった配慮が必要であるのか、被災地からケアプランやADL評価に関する情報連携があることが望ましいと考えた。そういった情報連携は、135名のうち23名、全体の17%の方の情報連携があった。そのうち、詳細なADLが記載されていたものは21件(15%)、自立度・要介護度のみで詳細なADL

項目がないものは2件(1.5%)であった。被災地からの情報連携について課題が多い中、健康管理シートを分析することにより、1.5次避難所の当時の状況が把握できたと考えている。1.5次避難所の一時待機ステーションの支援記録の作成状況についての調査結果報告は以上である。慶應義塾大学宮川先生に監修していただいたため、先生からコメントをいただきたい。

○慶應義塾大学 宮川先生

本調査は1.5次避難所の中でも特に要介護度の認定がされており、ケアが必要な方を対象にしたものである。今回のテーマとなっている切れ目のないケアや健康状況の悪化を防ぐという観点からは、非常に重要なデータになっている。特に、避難所を開設する際にケアスタッフのリソースをどのくらい用意すべきか、あるいはどのような専門のスタッフを用意すべきかについては、県にとっては非常に重要な決定事項になりうるが、そのための情報提供に繋がるという面で本調査は非常に有意義なものである。実際に調査内容を確認すると、大変多くの種類のケアのデータが発生しているため、丁重に取り扱うことが重要となる。特に診療録に該当するデータ(診療録か、それに付随するもの)は、1.5次避難所で紙の管理をする時と、今後広域データベースを利用しオンラインで管理する際には、取り扱いの方法を変える必要がある。電子化に関しては、厚生労働省と総務省と経済産業省から出ている3省2ガイドラインがある。現行法、現行制度に則っていくのであれば、ガイドラインに則った情報の取り扱いが必要である。一方で、災害時の健康情報をいかに取り扱うかについて、平時のみを前提としている現行のガイドラインをそのまま適応することについては、議論を重ねる必要がある。

○事務局 高谷

本調査について質問事項がある方は挙手願いたい。

○内閣府防災 松本様

今回調査を行った健康管理シートはデジタルで作成したものではなく、紙で作成されたものであり、この健康管理シートをデジタルで作成した方が良いのではないかということをもとめた調査であるという認識で問題ないか。

○石川県 デジタル推進監室 谷場

今回の調査は、1.5次避難所の当時の状況を明らかにし、被災者データベースでどういった情報を取り扱うべきか検討するために行ったものである。

○内閣府防災 松本様

実際に今回 Palantir のシステムの中でこの情報を取り込んだわけではないということか。

○石川県 デジタル推進監室 谷場

一部取り込みを行ったが、実際に運営にまで活用することが出来なかった。

○内閣府防災 松本様

診療録に該当する情報を持った人とそのパーセンテージが記載されているが、このパーセンテージは、対象に該当する方に対し、紙で情報をまとめた件数の割合であるのか。

○石川県デジタル推進監室 谷場

ご認識のとおりである。

○内閣府防災 松本様

また、宮川先生が最後におっしゃった、総務省と経産省と厚生労働省のガイドラインについて、今のお話をお伺いする限り、災害時での健康情報の取り扱いが書かれていないということか。デジタルでの医療情報をまとめる際の平時のガイドラインであるのか。

○慶應義塾大学 宮川先生

おっしゃるとおりである。診療録は、紙の場合とデジタルにする場合で準拠すべきガイドラインが異なっている。特に電子化する場合、病院の外のシステムに外部保存する場合、安全に管理運用するように作成されたガイドラインが三省のものである。あくまで平時の医療を想定したものと私は解釈している。

○内閣府防災 松本様

アナログの場合とデジタルの場合のガイドラインの違いはどこにあるのかご教示願いたい。

○慶應義塾大学 宮川先生

1番大きな違いとして、電子保存の要求事項として保存性、見読性、可用性、真正性の4つ項目が求められているという点がある。例えばデジタルで保存した場合、将来的にフォーマットが代わり読み込めないなどの問題が発生しないため、可読性を保つ必要がある。デジタルフォーマットになった際の独特の課題がある。

○事務局 高谷

導入手順書の続きを共有する。

3.6.の広域被災者データベース・システムの運用についてご説明する。58ページ以降に記載をしており、ユースケースを4つ掲載している。ユースケース①では広域一時滞在(広域避難)における健康管理業務、ユースケース②では避難所以外の被災者の避難先把握業務、ユースケース③では避難所以外の被災者支援の業務手順、ユースケース④ではあらかじめ想定できないが発災後必要となった業務の業務手順について記載している。

ユースケース①では1時避難所へ避難している被災者を対象とした意向確認や健康確認、2次避難所への決定、移動、入所、2次避難所における健康相談や2次避難所からの退所などについて記載している。ユースケース②は、引き続き内容を作成中であるが、避

難所以外の被災者の避難先把握業務について、コールセンターの設置やオンラインで届出の設定については、準備をした前提で、(1)市町村窓口に来所、(2)コールセンターに電話、(3) オンラインで届出の3つのパターンに分けて、情報やデータの流れを中心に記載する予定である。ユースケース③では、被災者見守り・相談支援業務を例に避難所外で継続的な支援が必要な被災者の把握、判定会議、民間団体と連携した継続的な支援の実施、災害ケースマネジメント会議についての記載を行っている。ユースケース④では、あらかじめ想定できないが発災後必要となった業務の業務について、取り組みの整理やデータフローの整理、個人情報の取り扱いの確認について、支援を受ける被災者や現場で対応する職員が個人情報保護の関係やデータの取り扱い等で戸惑うことなく安心してシステムを利用できるように、特に必要な事項について記載している。

最後に74ページの3.7.の広域被災者データベース・システムの停止では、利用状況の評価を踏まえた運用の停止の決定、運用停止の周知、システムの運用の停止、データの引継ぎについての記載を行っている。

ここまでが運用～停止の記載内容であるが、意見交換の時間を設ける。ここまで導入手順書における発災時、応急期、復旧期、復興期の説明を行った。手順書全体についてのコメントも含め、ご意見をいただきたい。

○個人情報保護委員会事務局 小松様

導入手順書36ページや70ページなどで個人情報の提供についてご記載いただいているところについて、本人同意の取得の根拠が個人情報保護法第六十九条第二項第一号となっている。他方で、自治体に適用される個人情報保護法の建て付けとしては、原則として、特定した利用目的のために利用・提供することができるものであり、本人同意は個人情報保護法第六十九条第二項各号の利用目的以外の利用・提供を行うための例外的な事由としていくつかあるうちのひとつである。導入手順書において、提供の際に常に本人同意を必要とするオペレーションにすると自治体の実務上支障が生じる可能性があることを危惧している。記載ぶりについては調整していただく必要がある。また、70ページに、本人同意取得の様式として「調査票の利用目的の記載例」が掲載されているが、この様式は、個人情報保護法第六十九条第二項第一号に基づくものではなく、民間事業者などの個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を取得するに当たって、個人情報保護法第二十条第二項において本人同意取得が必要であることを根拠としたものである。法律上の整理について、今一度ご検討いただきたい。

○経済産業省 西垣様

小松様からのご意見は、個人情報保護法の適応について、取り組みは時間が経つと変わって行くので、全て同じように考えると不都合が生じるという意図であったと理解している。まさに私も感じることである。改善を期待している。

また、松本様からのご指摘もあったように、石川県の被災者データベースは、当初の被

災者の管理をしているデータベースとして、広域避難をする人の個人情報の取り扱いを行うという行政的な側面からスタートしたが、途中から、要支援者についての情報をどのように共有するかに論点が移行していった印象がある。被災者情報の記載はほとんどが紙ベースでの状態であり、実際に被災者データベースに載せられなかった。当初の課題である被災者の居所の把握から、現在では要支援者を急性期から慢性期やその後の含めた見守りまで課題がシフトしており、支援の全体像をとらえているので、市町村が中心になっていた個人情報の把握の話から、要支援という考え方からの医療・福祉の情報の把握に移っていく、といったような二段階を両方一緒に捉えている面をうまく書き分けていただいている。

災害対策基本法の改正案について、二段階の話を一にした方が良いのではないかという前回の発言も前述の背景から来るものである。被災者を市町村で管理するという考えが元となっている被災者台帳関連の規定と、要支援者が災害後どのような支援が必要であるのかという課題が現れた後の規定の整理を行い、変わった後の規定について、発災時から続いているプロセスの中で関連性が整理されると良いのではないか。

○事務局 高谷

アンケートも後ほど送付するため、引き続き本紙を見てご意見を賜りたい。

(3) 標準仕様書

○事務局 井上

それでは、標準仕様書について説明する。

本日は3つのアジェンダで進める。1つ目は本会議のゴールについて、ゴールに向けて今までどのような取り組みを行ってきたのか、第3回ワーキンググループ以降の作業をメインでご説明する。2つ目に2月6日に全員向けのご意見徴収アンケートにて頂戴したご意見について、ご意見のご紹介に加え、対応方針などをご説明する。3つ目に、本事業では対応が難しいご意見として、本事業としての取り組みからスコープアウトしているため反映はできないものの、課題として認識しているご意見をご紹介させていただく。2、3つ目のアジェンダに関しては、5分から10分程度の質疑の時間を取る予定である。

はじめに本会議のゴールについてご説明する。本会議ではこれまでいただいたご意見や議論を踏まえ、標準仕様書(本紙)と標準仕様書(別紙1~3)の記載内容について決定させていただきたいと考えている。これまでの取り組みとして、第3回WG以降では、BDX様とのレビューを行い、多様な方からご意見をいただいたため、レビュー②の意見に取り組んでいる。また、デジタル庁様、DSA/BDX様にデータモデルについてのご意見をいただいたほか、書面レビューを全員様向けに発出し、ご意見を調達している。そのほか、BDX様から追加でいただいた意見や第5回検討会議でいただいた意見など、様々な意見を踏まえ、標準仕様書の修正を行っている。今後は、本日の会議を踏まえ、最終化に向け作業

を進めるよていである。

全委員のご意見について、主なご意見をご紹介します、

成果物について、主にご意見をいただいた部分は、本紙、機能要件（別紙1）、データモデル（別紙3）である。本紙としてのご意見は、ひょうご震災記念21世紀研究機構様から、「広域的な被害における被災者情報把握が困難であったことを課題として強調するような文章に修正が必要」というご意見、BDX様から「外部システムとの連携においてネットワーク設定変更等が想定されることから、訓練の一環として、外部システムとの連携テストを行うような記載が必要」、デジタル庁様から、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に適するようにガバメントクラウド、ISMAP登録の有無などの原則に沿った形でどのような選定を行うかの記載が必要」というご意見をいただいた。機能要件に関しては、「モニタリグ機能などで避難者の収容率の算出機能が標準オプションとしてあるが、データモデルに記載されている項目だけではこの機能は実現しないため、整理が必要」というご意見をいただいた。データモデルに関してはデジタル庁様から「GIFに準拠する場合、住所表記は住所型として管理が必要」、「避難所外避難者の居所情報の活用方法イメージを補足し、居所の登録判断等を容易にする記載が必要」、DSA/BDX様から「標準時(UTC, JST等)に関することが定義されていないため、定義が必要」、「誰が被災者であるかの線引きが困難であるため、被災者というくくりではなく、個々人のくくりとするなどの補足が必要」、「氏名項目において性名のデータの持ち方が統一されていないため、統一が必要」とのご意見をいただき、修正・反映を行った。これらの意見は抜粋したものであり、主な意見をピックアップしたものであるが、ご意見あれば挙手願いたい。

続いて本事業では対応が難しいご意見についてご説明する。主に4つの意見を抜粋しているが、1～3は都道府県内での災害についての内容という整理をしており、複数県にまたがった際の対応であると整理している。1つ目は「複数県にまたがった災害に対処するためには、統一した災害ID等が必要」というご意見であり、相互にデータ交換をした際に統一されたものでないと異なる単位になってしまうという懸念からのご意見であると理解している。2つ目は「災害関連死0を目的に考えると、健康管理についても、他の都道府県や民間との連携が必要」というご意見で、被災者が他都道府県に行った際にどのように情報連携をするかが課題となるという懸念を表すご意見であると理解している。3つ目は「複数都道府県にまたがった災害を考えると、マスターデータがどの県にあるのか情報管理が必要」というご意見で、どの情報にアクセスするのが最適であるかの管理を行うことが重要であるというご意見だと理解した。4つ目のご意見は、情報管理プラットフォームとしての対応の管理についてのご意見である。「住民が避難する場合の困りごととして、ペットの避難、アレルギーによる食事制限があり、それに伴い必要な物資も異なる。避難所のペット受け入れ可否、受け入れ状況、避難所のアレルギー管理等のユースケースの広がりに対する対応が必要ではないか」というご意見をいただいた。

こちらについてご意見等あれば挙手願いたい。

ご参考までに、6 ページ以降のスライドに Appendix として、これまでにいただいたご意見と繁栄方針について記載した一覧を掲載している。

標準仕様書の説明は以上となる。

(4) 全体質疑・事務連絡

○事務局 上野

今から 10 分間、導入手順書・標準仕様書、全体の質疑を行う。質疑があれば挙手いただきたい。

○内閣府防災 松本様

2 週間前に議論していた仕様書の内容をベンダーに確認したところ、抽象的であるためもう少し具体的に記載がない限り、どうシステムを組めばいいのかわからないという回答があった。石川県として行ったことをもう少し精緻に書いてもよいのではないか。送付いただいた Excel の資料を拝見したところ、具体的な内容も詰め込み、調査も行っていただいているようであるので、より詳細なところも研究を行った方が、事業者にもわかりやすい仕様書になると考えている。

一方で、従前申し上げているが、記載内容を決め打ちにするには議論が収束しておらず、今後検討しなければいけない事項も多い。この成果物は決定版ナショナルスタンダードではなく、現状のものからさらにブラッシュアップする必要がある部分がある箇所を提示する必要があるのではないか。私が見る限り、現時点では標準仕様書にも導入手順書にもそのような記述は見つからないが、何か書き方など工夫している点はあるか。

○石川県デジタル推進監室 三宅

完全にこの標準仕様書がリファレンスとなるような部分とそうでない部分が混在しているということを冒頭に記載する必要があると考えている。導入手順書の中では、ユースケース内で石川県での事例を明示し、それを参考に肉付けをしてほしいという記載を行っているが、標準仕様書にはそのような記載が少ないと感じているため、標準仕様書にも導入手順書同様、石川県での行いなどの肉付けを行った方が良いと考えている。

○内閣府防災 松本様

具体的な中身は問題ないと感じているが、その方が、事業者にもわかりやすい形になると考えているため、加筆をお願いする。

○事務局 上野

導入手順書は今後も Forms にてご意見を募集している。3月7日の正午まで募集しているため、ご意見の記入をお願いしたい。

○デジタル庁 根本様

いよいよ大詰めとなり、成果物もまとまってきた。引き続きよろしくお願ひしたい。

○事務局 上野

次回は3月17日(月)13:00-14:00に第4回検討ワーキンググループを開催する。主な議事は成果物のご説明であるが、その他議事は検討中である。次回は最後の会議となるため、導入手順書のご意見があれば、Formsの投稿をお願いする。

○内閣官房デジタル行財政改革事務局 浦上様

形は整ってきたと考えている。個人情報保護の部分を中心に、書き足りていないところも多いので、ブラッシュアップをお願いしたい。また導入手順書と標準仕様書の整合性を最後に確認する必要もあると考えている。いずれにしても、時間も限られる中ではあるが、協力して良い成果物を作っていきたい。

○事務局 上野

次回の会議の出欠は後ほど送付するWebフォームにてご回答いただきたい。

以上で本日の会議を終了する。

(以上)